

多摩川第一発電所外2か所の水力発電所で発電する電気の売却先に関する事業者公募要項等に係る質問

回答書

質問番号	質問事項	内容（受け付けた質問票のままの表記です。）	回答
1	公募要項4ページ 【8.2 電気料金の構成】 6行目	都電荒川線の提案については、総合契約での提案を検討しているが、総合契約の試算条件（合成契約電力、力率、基準需要電力量）を示していただきたい。	総合契約の場合の総合契約電力は、2変電所（庚申塚変電所及び西尾久変電所）における同時刻の需要電力量の和の年間最大値（6月28日8時）から求められる、916kWを想定しています。これ以外の契約電力を設定する場合は、その値及び考え方を示したものを別途提出（書式は問いません。）し、金額を提案してください。 力率及び基準需要電力量は公募要項「資料3」をご参照ください。
2	公募要項5ページ 【8.4.3.1 自動車営業所庁舎改築工事への対応】 1～2行目	「令和6年8月頃に既存引込みとの切替を行う。」について。純粋に1引込み追加（新設）となるわけではないのか。対象都有施設の内1施設が代わりに撤去となるのか。また、「切替が行えるよう」というのは、受電の新設対応を指すのか、他小売電気事業者からのスイッチングを想定しているのか。本事項の詳細を教えてください。	庁舎建設工事に伴い、構内に工事用電力（別契約）として1回線を新規で引込みます（新受電設備にて受電）。 新庁舎移転後、工事用電力として引き込んだ回線を本引込み線とする計画です（既存引込線は切替と同時に廃止）。 このため、契約数の変更はありません。
3	公募要項6ページ 【8.4.4.2 電気料金の請求・支払】 13～14行目	毎月の請求書提出タイミングと支払期日について協議を希望するが、どのタイミングでの協議となるでしょうか。	対象都有施設に係る電気需給契約の締結時となります。
4	公募要項6ページ 【9.1 記録の提出】 6行目	アの「主な供給先」とは対象都有施設を指すのか。もしくはそれ以外の需要家を指すのか。仮に対象都有施設外の需要家をさす場合、都へ報告後、対外的に個別具体名を含む公表はあるのでしょうか。	対象都有施設以外の需要家への供給実績を指します。 また、当該情報については、対外的な公表は行いません。
5	公募要項5ページ 【8.4.3.1 自動車営業所庁舎改築工事への対応】 1～2行目	提案書には公募要項8.4.3.1に記載されている令和6年8月新設予定の臨海支所の提案単価を記入する欄がないが、別途協議事項という理解でよいでしょうか。	公募要項「8.4.3.1 自動車営業所庁舎改築工事への対応」にある「臨海支所」とは、江戸川自動車営業所臨海支所のことを指します。 令和6年8月頃の切替までについては、「様式3-2 対象都有施設ごとの基本料金及び従量料金（自動車営業所の基本料金及び従量料金）」の4/4ページ内（営業所番号1-17 江戸川自動車営業所臨海支所）でご提案ください。 新設への切替に際しては、設備容量等により別途協議が必要になると考えております。

質問番号	質問事項	内容（受け付けた質問票のままの表記です。）	回答
6	公募要項9ページ 【12.4 提出書類】 2～10行目	容量拠出金の扱いを確認致したい。提案では加算すべきか教えていただきたい。	当局（東京都交通局）と電力広域的運営推進機関とは、容量確保契約を締結しています。本公募では精算（「容量市場に関する既存契約見直し指針」において、「相対契約に基づく取引価格から容量市場から得られる収入額を差し引いた上で、発電事業者等が差額分を受け取る等の精算」と説明されているものを指します。）は行わないので、様式3-1により提案いただく買取単価は、容量市場におけるkW価値を含まない提案としてください。
7	公募要項10ページ 【13.3 ヒアリング】 3～4行目	ヒアリングにおける参考資料の持参について、提出したデータと異なる資料での補足が許されるという理解で宜しいでしょうか。念のため、事前提出していることが条件となるかについて予め確認させていただければと存じます。	ヒアリングにおける参考資料については、お見込みのとおり、提出された提案書とは異なる資料をご持参いただけます。ただし、あくまで提出された提案書を補足するものですので、提案書に無い事項は評価の対象とはいたしません。
8	仕様書3ページ 【1.6.1 発電計画の通知】 3～4行目	仕様書の「発電計画の通知」に「当局は、買受人に対し、発電を行う日の計画発電量及び発電パターンを前日の正午までに通知する」の記載について確認となります。 前日の12時が広域機関への翌日計画提出期限になっており、ある程度時間に余裕がないと計画作成ができないことから、早めに通知していただくことは可能でしょうか。 (前日の10時にJEPXのスポット取引があり、発電量を考慮した入札を行いたいので、できれば前日9時ごろまでに通知いただきたいが可能でしょうか?)	買受人に対しては、仕様書に記載のとおり、前日の正午までに通知することとなります。
9	(公募要項 4 ページ 14 行目)	契約期間中に託送料金の変動があった場合に、電気料金に当該変動単価を反映することは認められますか。	電気料金の内訳のうち、託送料金等の、法令等により算定される費目に変更があった場合には、協議いたします。
10	(公募要項 7 ページ 1 行目)	発電側課金導入の伴い託送料金が縮小されると考えられますが、今回提示する電気料金の単価は変更不要という認識で良いでしょうか。	発電側課金の導入に係る取扱いについては、契約後、公募要項「9.2 法制度の変更に伴う対応」に記載のとおり、必要な額を買取料に転嫁することとなり、転嫁する方法も含めて国のガイドラインに基づき協議を行います。

質問番号	質問事項	内容（受け付けた質問票のままの表記です。）	回答
11	(売却仕様書 3 ページ 1 6 行目)	発電を行う日の計画発電量及び発電パターンを前日の正午までに通知するとされていますが、月間計画や週間計画もしくは翌々日計画のように翌日計画よりも先の計画を通知頂くことは可能でしょうか。	翌日計画のほか、週間計画の通知が可能です。 その他は別途協議によります。
12	(売却仕様書 3 ページ 2 2 行目)	買受人の都合による発電パターンの調整は困難であると理解しますが、水系運用の制約範囲内で24時間出力一定ではなく夕方以降に発電量を寄せる計画を立てて頂くことは可能でしょうか。	時間帯を指定しての計画は立てられません。
13	(売却仕様書 5 ページ 2 3 行目)	計画発電量と実際の発電量との差異によるインバランスの発生事由として、気象状況の急変以外に想定される要因はございますでしょうか。	事故等の発生による発電所停止や流量調整のほかに、水道水確保を目的とした使用流量調整を当日に行う場合が想定されます。
14	需要につて	各施設の現在の電力供給会社 及び 現在の計量日を教えてください。 尚、1日以外の場合は、年間の請求が13回、かつ供給最終月のご請求が翌月、翌々月の2回に分割されます。また料金の算定期間は計量日から計量日の前日となります。以上、ご了承いただけますでしょうか。	ご質問文中の”現在の電力供給会社”を”現在契約している小売電気事業者”と解釈して回答いたします。 現在契約している小売電気事業者は、自動車営業所20か所についてはENEOS株式会社、都電荒川線関連施設（都電荒川線荒川電車営業所・保守庁舎、庚申塚変電所及び西尾久変電所）については東京電力エナジーパートナー株式会社です。 計量日は、質問72のとおりです。 請求に関しては公募要項「8.4.4.2 電気料金の請求・支払のイ」とおりです。
15	(公募要項 4 ページ 8 対象都有施設に対する東京産水力発電由来の電気の供給に関する事項)	弊社が落札した場合、都有施設および都内需要家と締結する契約書や覚書について、協議させていただくことは可能でしょうか。 また、可能な場合、電気需給契約の内容は多岐にわたるため、契約書にない細目的事項（主に供給条件について）に関しては弊社が定める電気需給約款および要綱等に依拠する形で締結させていただくことは可能でしょうか。	都内需要家と締結される契約書に関しては、当局の承諾の必要はありません。 なお、対象都有施設に係る電気需給契約の供給条件については、公募要項「8.4 供給条件」とおりです。このため、買受人の定める電気需給契約約款等を原則として適用しますが、公募要項で規定されている事項は、別途電気需給契約書に規定することとなります。

質問番号	質問事項	内容（受け付けた質問票のままの表記です。）	回答
16	<p>（公募要項 4ページ 8 対象都有施設に対する東京産水力発電由来の電気の供給に関する事項）</p>	<p>都内需要家に対して環境価値の活用を行う場合において、電気も東京産水力発電由来の電気とする必要がありますでしょうか。（弊社の全電源平均による電気と、東京産水力発電由来の環境価値を活用した、実質再エネ電気を共有することは可能でしょうか）。</p> <p>また、東京産水力発電由来の電気とする必要がある場合には、電気が時間単位での不足が発生すると想定されますが、その際には弊社の全電源平均による電気や他の水力発電由来の電気を供給することとし、料金も弊社電気需給約款等に依拠する形とするとともに、燃料費等の調整に係る金額を別途加算することは可能でしょうか。</p> <p>都有施設に東京産水力発電由来の電気を供給する際に、東京産水力発電由来の電気が時間単位で不足した場合には、弊社の水力発電由来ではない全電源平均による電気により補填することとして差し支えないでしょうか。</p> <p>また、その場合においては、燃料費等の調整に係る金額を別途加算することは可能でしょうか。</p>	<p>都内需要家への販売方法に関しては、制限なく提案いただいて結構です。ただし、販売方法は、公募要項「12.4 提出書類（3）ア①」のとおり、ご提案いただく事項となっているため、審査の対象となります。対象都有施設への東京産水力発電由来の電気の供給に関しては、30分同時同量は求めません。また、公募要項「8.4.4.1 電気料金の算定」のとおり燃料費等の調整に係る金額を別途加算することは認めていません。</p>
17	<p>（公募要項 4ページ 8 対象都有施設に対する東京産水力発電由来の電気の供給に関する事項）</p>	<p>都電荒川線の庚申塚変電所及び西尾久変電所については、総合契約でなく個別の契約となるため協議契約から実量制契約に変更となりますが、よろしいでしょうか。</p>	<p>公募要項「8.2 電気料金の構成」のとおり、総合契約扱いとするかどうかは参加者からの提案によります。</p>
18	<p>（公募要項 4ページ 8 対象都有施設に対する東京産水力発電由来の電気の供給に関する事項）</p>	<p>契約期間中に、受電設備（トランス・変圧器容量等）の増加工事を予定している施設はありますか。</p> <p>該当する施設がある場合、今回弊社が落札し、仮に次回他社が供給することになった際は、増加工事後に契約電力が増加し、1年を満たさないで弊社との需給契約が廃止される時（または契約電力等を1年に満たないで減少される時）は、増加された日に遡って、臨時電力の料金が適用されますので精算させていただきます。</p> <p>また、現時点において受電設備（トランス・変圧器容量等）の増加工事が予定されていなくても、予定の変更等で、上記の事例となった場合は、増加日された日に遡って、臨時電力の料金が適用されますので精算させていただきます。</p>	<p>現状、予定しているものはありません。</p> <p>供給条件については、公募要項「8.4 供給条件」のとおりです。</p>

質問番号	質問事項	内容（受け付けた質問票のままの表記です。）	回答
19	（公募要項 4ページ 8 対象都有施設に対する東京産水力発電由来の電気の供給に関する事項）	都電荒川線の庚申塚変電所及び西尾久変電所以外の21施設で予備電力又は自家発補給電力の契約がありますでしょうか。また、都電荒川線の庚申塚変電所及び西尾久変電所には予備電源がありますが、様式3-3には予備電源の金額を記載する欄がありません。予備電源(基本料金)はどのように算定すればよろしいでしょうか。	庚申塚変電所及び西尾久変電所は予備電源契約、その他は深川自動車営業所予備線契約が1か所です。 なお、自家発補給電力の契約はありません。 公募要項「8 対象都有施設に対する東京産水力発電由来の電気の供給に関する事項」に係る電気需給契約時には、予備電源契約及び予備線契約も締結することとなりますが、本公募にてご提案いただく金額には、予備電源契約及び予備線契約については含まずに算出してください。
20	（公募要項 4ページ 8 対象都有施設に対する東京産水力発電由来の電気の供給に関する事項）	契約単価および電気料金請求時は税込み単価とすることでよろしいでしょうか。	契約時は税込単価で問題ありません。
21	（公募要項 4ページ 8 対象都有施設に対する東京産水力発電由来の電気の供給に関する事項）	弊社は、電気料金ご請求の際、専用印を使用させていただいており、請求書は、当該の専用印が印字されたものとなります。 その場合、落札後に、使用印鑑届の提出お手続きが必要となりますでしょうか。	実印以外の「使用印」等の使用については、予め財務局経理部契約第二課審査担当での手続きが必要です。
22	（公募要項 4ページ 8 対象都有施設に対する東京産水力発電由来の電気の供給に関する事項）	請求書の発送について、一般送配電事業者から弊社への電気使用量データの到着日の関係上、毎月10営業日以降の発送となりますがよろしいでしょうか。	請求に関しては公募要項「8.4.4.2 電気料金の請求・支払のイ」のとおり別途協議とします。
23	（公募要項 4ページ 8 対象都有施設に対する東京産水力発電由来の電気の供給に関する事項）	一般送配電事業者等により託送料金の見直しが行われる場合は、託送供給等約款の見直し実施日に合わせ、当社電気料金へ託送料金の見直しに伴う費用変動分を反映する見直しを実施いたしますが、よろしいでしょうか。	質問9のとおりです。
24	（公募要項 4ページ 8 対象都有施設に対する東京産水力発電由来の電気の供給に関する事項）	各施設の計量日は、一般送配電事業者の制度により毎月の計量日は、一般送配電事業者が定める計量日となりますが、よろしいでしょうか。	問題ありません。
25	（公募要項 4ページ 8 対象都有施設に対する東京産水力発電由来の電気の供給に関する事項）	対象都有施設は、現在6,000ボルトで電力供給中でしょうか。 また、全施設に供給地点特定番号はありますか。	対象都有施設はすべて高圧（6,600V）供給です。 供給地点番号は全施設にあります。

質問番号	質問事項	内容（受け付けた質問票のままの表記です。）	回答
26	（公募要項 7ページ 9 その他の条件）	発電側基本料金に限らず、法改正や制度変更等により受給契約を変更する必要がある場合には、当該の法律や制度に準拠のうえ、受給契約を変更することで、よろしいでしょうか。	法改正や制度変更が生じ、契約内容の変更が必要となった場合においては、別途協議により対応します。
27	（公募要項 7ページ 9 その他の条件）	容量市場について、電力広域的運営推進機構と容量確保契約を締結されておりますでしょうか。ご契約がある場合、どのように買取価格に容量確保契約金額を反映すれば、よろしいでしょうか。	質問6のとおりです。
28	（公募要項 9ページ 1 2 提案書類の提出）	別紙参照とし、提案書（様式3-1、様式4、様式5）以外に別紙を添付することは可能でしょうか。 また、ヒアリングにおける提案書の補足資料については、当日までに用意し、持参させていただくことで、よろしいでしょうか。	提案書の別紙は認められません。（質問1及び質問54に係るものはこの限りではありません。） ”ヒアリングにおける提案書の補足資料”については質問7のとおりです。
29	（公募要項 10ページ 1 2 提案書類の提出）	審査結果を公表する場合、どのような内容を公表する予定なのでしょうか。 例えば、落札者名のみを公開を予定されているのでしょうか。提出書類の公表内容については、協議とさせていただくことは可能でしょうか。	審査結果は、事業者名及び総合点を公表いたします。なお、選定された事業者以外を公表する場合については、社名は伏せて総合点のみ公表いたします。 なお、提出書類については、当局が提案者に無断で公表することはありません。
30	（仕様書（売電）2ページ）	令和6年度および7年度における、各発電所の予定月別売却電力量をご教示いただけますでしょうか。	月別の売却電力量の目安は仕様書「別紙3」のとおりです。
31	（公募要項 9ページ 1行目）	様式2、様式3-1、様式3-2、様式3-3、様式4、様式5への押印は必要でしょうか。	印鑑の押印は不要です。
32	（公募要項 4ページ 9行目）	様式3-2および3-3に記載する基本料金および従量料金の単位は、円ではなく単価（円/kW、円/kWh）でしょうか。 その場合、力率割引を適用する場合には様式3-2,3-3には力率割引適用前の単価を記載のうえ様式3-1に割引適用後の金額を記載する形でしょうか。 もし様式3-2,3-3の単位が円の場合、力率割引適用後の金額を様式3-2および3-3記載することでよろしいでしょうか。	様式3-2及び3-3に記入する価格は単価とし、基本料金の単位は円/kW、従量料金の単位は円/kWhとしてください。 また、様式3-1、3-2、3-3とも、力率割引適用後の金額を記入してください。金額の算出に当たっては、公募要項「資料3」に記載されている力率を適用してください。

質問番号	質問事項	内容（受け付けた質問票のままの表記です。）	回答
33	(公募要項 9 ページ 13行目)	都内における東京産水力発電由来の電気の活用においては、小売販売時の燃料費調整単価の有無について制限はないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、都内需要家への販売方法に関しては、制限なく提案いただいて結構です。 ただし、販売方法は、公募要項「12.4 提出書類（3）ア④」のとおり、ご提案いただく事項となっているため、審査の対象となります。
34	(公募要項 4 ページ 9 行目)	様式3-2および3-3に記載する金額が円の場合、様式3-2,3-3に記載するコマごとの数値は、契約する単価に基準需要を乗じて端数を切り捨てた数値でしょうか。 また、様式3-1に記載する金額は、様式3-2および3-3に記載した数値を合計した後に小数点以下を切り捨てるということでしょうか。	様式3-2及び3-3は質問32のとおりです。 様式3-1に記入する「供給価格」については、（A）欄は1年間の電気料金を試算した結果を整数値で、（B）欄は（A）欄に記入した金額を機械的に除した値を小数第3位を四捨五入した小数値で、記入ください。
35	(公募要項 4 ページ 9 行目)	2024年度より東京電力パワーグリッドの託送料金に変更になる可能性があります、入札時点では未公表ですが、変更になった際に料金に反映可能でしょうか。あるいは反映するのは必須でしょうか。	質問9のとおりです。
36	(公募要項 10 ページ 17 行目)	ヒアリングの参加人数に制限はありますか。	会場の都合により、参加人数は5名以内としてください。
37	(公募要項 3 ページ 20 行目)	本件受電電力を、他社に卸売り（東京都内消費を前提に）することは許容されるのでしょうか。	様式4でご提案いただいた上で、選定委員会において審査します。
38	(仕様書（売電）5 ページ 31行目)	弊社では買い受けた電気をグループ会社への卸売を通じて販売することを予定しています。その場合、環境価値は弊社から当該グループ会社へ転売することが制度上出来ないため、売渡人から環境価値を直接移転いただくことは可能でしょうか（売渡人との精算は弊社が全て実施の前提です）。	環境価値については、選定された事業者以外への移転は原則として行いません。
39	(様式4および様式5)	提案書の枠の加工およびページ追加は可能でしょうか。	認められません。 ただし、ヒアリングの際に別途参考資料を持参いただけますので、詳細はヒアリング時にご提示ください。
40	(様式4および様式5)	別紙にて資料を添付することは可能でしょうか。	認められません。 ただし、ヒアリングの際に別途参考資料を持参いただけますので、詳細はヒアリング時にご提示ください。
41	(容量市場について)	容量市場に参加されている場合、容量市場収入に関する精算は行わない理解でよろしいでしょうか。	質問6のとおりです。

質問番号	質問事項	内容（受け付けた質問票のままの表記です。）	回答
42	(容量市場について)	容量市場に参加されている場合、契約容量および契約金額をご教示いただくことは可能でしょうか。	容量確保契約における落札容量については、電力広域的運用推進機関のウェブサイトで公表されている「容量市場メインオークション約定結果（対象需給年度：2025年度）別紙：落札電源一覧」の、「東京都交通局」の項を参考にしてください。 なお、本公募における容量確保契約の取扱いは質問6のとおりです。
43	(公募要項 4 ページ 18行目)	「本公募においては、総合契約扱いとするかどうかは参加者からの提案によるものとする」とありますが、総合契約扱いとするかどうかは提案書のいずれかの様式に記載する必要がある、という理解でよろしいでしょうか。	記載する必要はありません。 総合契約扱いとする場合には、様式3-1及び3-3において、総合契約を前提とした電気料金等をご提案ください。
44	(公募要項 4 ページ 18行目)	総合契約扱いとしない場合、庚申塚変電所および西尾久変電所について需給地点の数および需給地点ごとの30分データをご教示いただくことは可能でしょうか。	需給地点は庚申塚変電所と西尾久変電所の計2地点、需給地点ごとの30分データは、公募要項「資料3」のとおりです。 質問54も参照してください。
45	(公募要項 4 ページ 18行目)	庚申塚変電所および西尾久変電所について、総合契約扱いとするかの検討のため、現状どのような仕様でデータが連携されているか、データ項目等をご教示いただけますでしょうか。	当局は小売電気事業者を介し、一般送配電事業者から30分デマンドデータを収集しております。 データの連携については一般送配電事業者にご相談ください。
46	(公募要項 5 ページ 27行目)	請求スケジュールについて、記載されているスケジュールでの対応が難しい場合、落札後に協議をさせていただくことは可能でしょうか。	請求に関しては公募要項「8.4.4.2 電気料金の請求・支払のイ」のとおりです。
47	(公募要項 6 ページ 11行目)	検針票および30分デマンドデータには、具体的にどのような情報が必要でしょうか。	検針票は料金の算定に必要な全日電力量、月間最大電力、有効電力量、無効電力量等を記載してください。また、30分デマンドデータは一般送配電事業者から小売電気事業者が受領するデータで、公募要項「資料3」の記載事項をご参照いただくとともに、詳細については電気需給契約の締結時に当局と協議してください。
48	(公募要項 6 ページ 11行目)	検針票は電子データを閲覧いただく形式でも問題ないでしょうか。あるいは紙媒体での提供が必要でしょうか。	紙媒体に限定しませんが、電子データの場合はPDF等、当局側で保存可能な形式で提供してください。

質問番号	質問事項	内容（受け付けた質問票のままの表記です。）	回答
49	(保証金について)	入札保証金は免除ということでよろしいでしょうか。	今回の契約は一般競争入札または指名競争入札ではありませんので不要です。
50	(公募要領 9 ページ 13行目)	購入した水力発電由来の電気を全て都内向けにすることは必須ではないということでしょうか（全量を都内供給できなかった場合、ペナルティ等は発生しますでしょうか）。	都内の需要家に販売する方法は提案事項の一つのため、審査の対象となりますが、全量を都内へ供給できなかった場合のペナルティはありません。
51	公募要項 4 ページ 14 行目 8.2 電気料金の構成	様式3-2および様式3-3については、料金単価または料金金額のいずれか一方のみ記載可能な様式となっておりますが、どちらを記載すべきでしょうか。 料金単価の場合は様式3-1に記載する電気料金の合計金額を当該様式上では計算できず、また料金金額の場合は契約単価をお示しすることができません。 当該様式とは別に単価および料金計算を示した内訳書の提出を要する場合は別途ご教示いただきたく存じます。	様式3-2及び3-3の記入方法については質問32を、供給価格の提案方法については質問54を参照してください。
52	公募要項 4 ページ 14 行目 8.2 電気料金の構成	料金計算は資料「資料3（品川自動車営業所 基準需要電力量）.xlsx」に記載の契約電力および電気使用量を用いて算出することで宜しいでしょうか。	公募要項「資料3」に、対象都有施設ごとのシートがありますので、そこに記載のある基準需要電力量をもとに、供給価格を提案してください。契約電力については、質問54を参照してください。
53	公募要項 4 ページ 14 行目 8.2 電気料金の構成 資料3（品川自動車営業所 基準需要電力量）.xlsx	各施設において付帯契約（予備線、予備電源、自家発補給電力等）をもつ施設がある場合、これをご教示願います。 また、付帯契約がある場合の様式3-2および様式3-3の記載方法をあわせてご教示願います。	質問19のとおりです。

質問番号	質問事項	内容（受け付けた質問票のままの表記です。）	回答
54 -1	<p>公募要項 4 ページ 14 行目 8.2 電気料金の構成 資料3（品川自動車営業所 基準需要電力量）.xlsx</p>	<p>「都電荒川線の庚申塚変電所及び西尾久変電所については、従来、電気鉄道として負荷が移動するために2以上の需給地点において、常時電気の供給を1需給契約として受けている（以下「総合契約」という。）が、本公募においては、総合契約扱いとするかどうかは参加者からの提案によるものとする。」とありますが、弊社は総合契約によるご請求を行うことが困難であるため、各2需要地点を個別の契約としてご提案差し上げたく存じます。</p> <p>この場合、当該2需要地点の需要場所の電気料金の算定について、以下の通り①資料3に定める契約電力と、②資料3に定める2需要地点の1年間におけるピーク時使用量kWhの2倍の値といずれか大きい値を契約電力として算定させていただきたく存じます。</p> <p>支障があればご指摘いただきたく存じます。</p> <p>庚申塚変電所：①446kW ②482kW ⇒ 契約電力482kWで試算 西尾久変電所：①485kW ②480kW ⇒ 契約電力485kWで試算</p>	<p>公募要項「資料3」の各ページ左上に記載されている「契約電力」は、令和4年度における契約電力を参考に示しているものです。</p> <p>様式3-1の(A)欄における供給価格の提案に当たっては、契約電力の想定値として、公募要項「資料3」の30分データ（基準需要電力量）に基づき導出される、以下の需要電力量の年間最大値を使用してください。</p> <p>(1) 庚申塚変電所及び西尾久変電所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合契約の場合は、2変電所（庚申塚変電所及び西尾久変電所）における同時刻の需要電力量の和の年間最大値から求められる、916kW（6月28日8:00） ・個別契約の場合は、各施設の需要電力量の年間最大値から求められる、庚申塚変電所482kW（6月30日8:00） 西尾久変電所480kW（6月28日16:00及び8月9日13:00） <p>(2) 自動車営業所（20か所）及び荒川電車営業所・保守庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設の需要電力量の年間最大値から求められる、 品川自動車営業所 78kW（8月3日10:00及び14:00） 品川自動車営業所港南支所 162kW（8月3日13:30及び14:00） 渋谷自動車営業所 120kW（8月16日14:30及び15:00） 渋谷自動車営業所新宿支所 52kW（8月2日10:00及び11:00） 小滝橋自動車営業所 84kW（8月3日12:00） 小滝橋自動車営業所杉並支所 78kW（7月29日14:00並びに8月3日13:00及び13:30） 早稲田自動車営業所 84kW（8月2日14:00） 早稲田自動車営業所青梅支所 28kW（6月29日15:00、8月3日12:00、1月27日12:00及び2月15日6:00） 巣鴨自動車営業所 170kW（8月2日14:30） 北自動車営業所 116kW（8月10日13:00） 北自動車営業所練馬支所 70kW（8月1日14:00、8月2日15:00及び1月25日10:30） 千住自動車営業所 90kW（2月10日11:30） 南千住自動車営業所 76kW（7月1日15:00）

質問番号	質問事項	内容（受け付けた質問票のままの表記です。）	回答
54 -2			<p>南千住自動車営業所青戸支所 40kW（6月28日11:30並びに6月30日11:00並びに7月1日11:00及び13:30並びに7月2日11:30及び13:30並びに7月28日13:30並びに8月1日10:30及び11:00並びに8月2日10:30及び11:30並びに8月3日10:00）</p> <p>江東自動車営業所 114kW（3月4日8:00）</p> <p>江戸川自動車営業所 106kW（8月17日12:00及び12:30）</p> <p>江戸川自動車営業所臨海支所 86kW（8月10日10:30）</p> <p>江戸川自動車営業所東小松川分駐所 32kW（8月3日14:00）</p> <p>深川自動車営業所 472kW（7月19日11:00）</p> <p>有明自動車営業所 64kW（10月4日16:00）</p> <p>荒川電車営業所・保守庁舎 48kW（2月1日8:30）</p> <p>ただし、（1）及び（2）以外の契約電力を設定することも可能としますが、その場合には、契約電力の値、考え方及び根拠を示した書類を別途提出（書式は問いません。提案書に添付してください。）し、金額を提案してください。</p>
55	公募要項 4 ページ 26 ページ 8.4 供給条件	対象都有施設に対する東京産水力発電由来の電気の供給に関する電気需給契約書につきましては、買受人による契約書ひな形を使用し締結することで宜しいでしょうか。	電気需給契約書は各社指定のひな形で問題ありません。 質問15も参照してください。
56	公募要項 5 ページ 12 行目 8.4.3.1 自動車営業所庁舎改築工事への対応	自動車営業所庁舎（臨海支所）の改築工事について、令和6年4月1日の契約開始時点で1引込みの追加は行われている見通しでしょうか、契約開始後に追加される見通しでしょうか。 また、当該追加引込みで使用する電気については、当該施設の基準需要電力量に含まれるとの認識で宜しいでしょうか。	質問2のとおりです。
57	公募要項 6 ページ 19 行目 9 その他条件	貴局の発電所は容量市場で落札されておりますでしょうか。 もし落札されている場合につきましては、相対契約の価格から控除することが必要になるかと思しますので、考え方をお示しいただきたく存じます。	質問6及び質問42のとおりです。

質問番号	質問事項	内容（受け付けた質問票のままの表記です。）	回答
58	公募要項 6 ページ 20 行目 9.1 記録の提出	「ア 供給期間中の各年度の4月1日時点における都の区域内の主な供給先及びその契約期間が記載された書類」の提出におきましては、電気供給先との契約上の守秘義務より、詳らかに出来かねる場合がございます。ご承知おきいただきますよう、お願いいたします。	守秘義務に抵触しない範囲で契約実績が確認できる資料を提出いただければ問題ありません。
59	公募要項 7 ページ 1 行目 9.2 法制度の変更に伴う対応	発電側課金の転嫁に基づき、弊社から貴局に課金額分を還元することになります。 発電側課金は買取料金にて相殺が可能です、 発電側課金の計算書公開日の関係で相殺できない場合、 貴局より発電側課金を一度お支払いいただき、後日同額を弊社から貴局へお支払いすることになります。 その場合でも問題ないかご確認いただきたく存じます。	個々の状況に関しては、公募要項「9.2 法制度の変更に伴う対応」に基づき、別途協議となります。
60	公募要項 7 ページ 1 行目 9.2 法制度の変更に伴う対応	発電側課金の転嫁に基づき、弊社から貴局に課金額分を還元することになります。 還元方法につき、ご意見・ご希望等があればご教示いただきたく存じます。	質問59のとおりです。
61	公募要項 11 ページ 経営の安定性	弊社の小売電気事業者のライセンスを2024年4月に新会社（親会社100%出資子会社）へ継承予定となっております。 プロポーザルコンペにて弊社が落札した場合、貴局との契約の権利・義務を新会社へ承継させていただきます。 つきましては、上記内容が経営の安定性に影響を及ぼす可能性があるのかご教示いただきたく存じます。	ご質問文中の”弊社”を新会社の親会社と連結決算を行っているものと解釈して回答いたします。 当局との契約に係る権利・義務を新会社へ承継するというだけを以て経営の安定性の評価に影響を及ぼすということはありません。
62	仕様書 3 ページ 16 行目 1.6.1 発電計画の通知	発電計画の通知時刻につきまして、計画発電量及び発電パターンを前々日15時までに通知いただくことは可能でしょうか。	質問8のとおりです。

質問番号	質問事項	内容（受け付けた質問票のままの表記です。）	回答
63	仕様書 6 ページ 1 6 行目 3. その他	貴局に設置されております発電所計量器を更新する場合、更新に伴って発生する工事負担金は貴局資産の更新のため、貴局にてご負担いただける認識で問題ございませんでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	（公募要項 5 ページ 8.4.4.1 電気料金の算定 行目）	入札単価は税抜きですが、契約・請求単価は税込みでの請求となる旨ご了承くださいいただけますでしょうか。	質問20のとおりです。
65	（公募要項 4 ページ 8.4 供給条件 行目）	小売供給に関する契約書は当社任意書式にてご対応可能でしょうか。	電気需給契約書は各社指定のひな形で問題ありません。 質問15も参照してください。
66	（公募要項 4 ページ 8.2 電気料金の構成 14行目）	都電荒川線の庚申塚変電所及び西尾久変電所については総合契約となっておりますが、見積りは各営業所、変電所毎の契約電力にて試算した金額でのご提示となりますがよろしかったでしょうか。	総合契約で対応可能な場合は、総合契約で試算した金額をご提示ください。 総合契約で対応できない場合は、お見込みのとおりです。
67	（公募要項 4 ページ 8.2 電気料金の構成 14行目）	都電荒川線の総合契約の契約電力を教えてください。 (実量制により変動がありますでしょうか)	都電荒川線の総合契約電力は質問1及び質問54のとおりです。 現在、実量制により毎年契約電力の見直しを行っております。
68	（公募要項 5 ページ 8.4.4.1 電気料金の算定 21行目）	予備線、予備電源、自家補の有無をご教示いただけますでしょうか。	質問19のとおりです。
69	（公募要項 14 ページ買取単価及び供給価格提案書 3行目）	供給価格提案書では単価を1種類（平均した単価）しか記載できませんが、夏季・その他季の2種類の単価を記載できないでしょうか。	”夏季・その他季の2種類の単価”等については、様式3-2及び3-3において、月ごとに異なる単価を記入することでご提案可能です。 様式3-1には、様式3-2及び3-3で提案いただいた基本料金・従量料金を適用して得られる全ての対象都有施設の1年間の電気料金の合計金額（A）及び（A）を全ての対象都有施設の基準需要電力量の年間合計値で除して得られる単価（B）をご記入ください。 なお、様式3-1、3-2、3-3の整合性について当局で検算を行い、計算間違い等があった場合には12月13日17：00までに通知し、提出書類の当該箇所を訂正させていただくことがあります。
70	（公募要項 6 ページ 8.4.4.2 電気料金の請求・支払 11行目）	総合契約に関して請求書は親地点のみ、受電月報は親・子両方、検針票は子地点のみでよろしかったでしょうか。	公募要項「8 対象都有施設に対する東京産水力発電由来の電気の供給に関する事項」に係る電気需給契約の締結時に当局と協議してください。

質問番号	質問事項	内容（受け付けた質問票のままの表記です。）	回答
71	（公募要項 6ページ 8.4.4.2 電気料金の請求・支払 11行目）	総合契約以外の地点については（自動車営業所（20か所）及び荒川線荒川電車営業所・保守庁舎）については別途検針票ではなく請求書の内訳をもってかえさせていただく形でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、電気需給契約は、①自動車営業所（20か所）、②都電荒川線荒川電車営業所・保守庁舎及び③庚申塚変電所及び西尾久変電所の3契約となります。
72	（公募要項 4ページ 8.2 電気料金の構成 14行目）	電力共有施設の計量日についてお知らせください。	ご質問文中の“電力共有施設”を対象都有施設のことと解釈して回答いたします。 対象都有施設の現在の計量日は、次のとおりです。 品川自動車営業所 毎月3日 品川自動車営業所港南支所 毎月23日 渋谷自動車営業所 毎月22日 渋谷自動車営業所新宿支所 毎月17日 小滝橋自動車営業所 毎月18日 小滝橋自動車営業所杉並支所 毎月16日 早稲田自動車営業所 毎月10日 早稲田自動車営業所青梅支所 毎月16日 巣鴨自動車営業所 毎月22日 北自動車営業所 毎月8日 北自動車営業所練馬支所 毎月2日 千住自動車営業所 毎月9日 南千住自動車営業所 毎月25日 南千住自動車営業所青戸支所 毎月11日 江東自動車営業所 毎月2日 江戸川自動車営業所 毎月13日 江戸川自動車営業所臨海支所 毎月15日 江戸川自動車営業所東小松川分駐所 毎月18日 深川自動車営業所 毎月17日 有明自動車営業所 毎月17日 荒川電車営業所・保守庁舎 毎月9日 庚申塚変電所及び西尾久変電所 毎月1日